

ぎ のう けん てい
技能検定
りんぎようしよくしゅ いくりん そざい せいさん さぎよう
林業職種（育林・素材生産作業）
き そ き ゆ う じつ ぎ し けん もん だ い せい さ く と う さぎよう しけん
基礎級 実技試験問題（製作等作業試験）

つぎ ちゆう い じ こう およ しょう したが
次の注意事項及び仕様に従って、チェーンソーの組み立て作業、チェーンソーの暖機運転及び丸太輪切り作成作業を行いなさい。

1. 試験時間

課題1 チェーンソーの組み立て作業

標準時間 4分

打ち切り時間 5分（作業終了後に調整指示があった場合の調整打ち切り時間 3分）

課題2 チェーンソーの暖機運転

打ち切り時間 7分

課題3 チェーンソーによる丸太輪切り作成

標準時間 4分

打ち切り時間 5分

2. 試験中の注意事項

(1) 共通事項

- 作業用具及び保護具等は、「5. 保護具等・作業用具一覧」のとおり必要なものを受検者が用意する。
- 受検者は試験にとりかかる前に、保護具等・作業用具の確認を受ける。基準を満たしていない保護具等及び作業用具がある場合は、試験会場に用意されたものを使用することができる。
- 作業用具及び保護具等の貸し借りができる。
- 作業は、試験問題に定めるもののほかは厚生労働省の「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日基発1207第3号）によるものとする。なお、これらに反する行為をした場合は失格または減点の対象となる場合がある。
- エンジンを始動させるときは、チェンブレイキをかけていなければならない。
- エンジンを始動させるときは、チェーンソーを地面に置き保持して行い、いわゆる股掛けや落とし掛けは行わないこと。
- チェンブレイキの作動、解除はチェーンソーを両手で保持した状態で行う。ただし、ガイドバーが試験木の内側にあるときは右手でブレイキをかけても可とする。また、地面に置いての右手解除は可とする。
- エンジンがかかった状態で、チェンブレイキをかけずに移動してはいけない（移動とは二歩以上歩くことを示し、体勢の変更は含まない）。ただし、ガイドバーが試験木の内側にあるときは除く。
- エンジンがかかった状態でソーチェーンに触れてはいけない。
- エンジンがかかった状態でカバーの脱着を行ってはいけない。
- チェーンソーを持ち運ぶ際はガイドバーを組付けた状態で、ソーチェーン全体を覆うようにカバーを取り付けておくこと（試験開始時にはカバーを取り付けてから検定委員に終了の合図を行うこと）。
- 試験中、携帯電話等外部との連絡を取ることが出来る通信機器の使用は禁止する。

(2) 課題1 チェーンソーの組み立て作業

- ①受検者は、作業エリアに入ったら手及び手首の怪我の有無について確認を受ける。
- ②検定委員の「開始」の合図で、チェーンソー本体とソーチェーン、ガイドバーをばらした状態で作業台上にあるチェーンソーを組み立てる（作業中は、素手又は軍手の使用も認める。）。
- ③作業が終了したら手をあげて検定委員に知らせること。
- ④検定委員の確認後、組み立て状態に不適当とされる箇所が見つかった場合は、適正な状態に調整をすること（3分を経過しても作業が終了しなかった場合は失格となる。）。

(3) 課題2 チェーンソーの暖機運転

- ①検定委員の「開始」の合図で作業を開始する。
- ②受検者は、チェーンソーのエンジンをかけ、アイドリングを行った後、ソーチェーンを回し、チェーンオイルを出させる。
- ③作業が終了したら手をあげて検定委員に知らせること。
- ④検定委員の確認後、チェーンソーの状態に不適当とされる箇所が見つかった場合は、適正な状態に調整をすること。

(4) 課題3 丸太輪切り作成作業

- ①試験開始前の資材確認で、支給された材料に異常が見つかった場合は、検定委員に申し出ること。
- ②試験開始後は原則として、支給材料の再支給はしない。
（支給材料内部に節があることが分かった場合でも、支給材料の再支給はしない。）
- ③開始位置に立ち作業を行う準備が整ったら、検定委員に準備が整ったことを知らせること。
（開始位置の左右は受検者の任意で選択可能）
- ④作業が終了したら開始位置に戻り、チェーンソーのエンジンを切った後、手をあげて検定委員に知らせること。

3. 課題内容・仕様

課題1 チェーンソーの組み立て作業

作業に使用するチェーンソー本体と、ソーチェーン及びガイドバーの組み立てを行う。

課題2 チェーンソーの暖機運転

作業に使用するチェーンソーの暖機運転を行う。

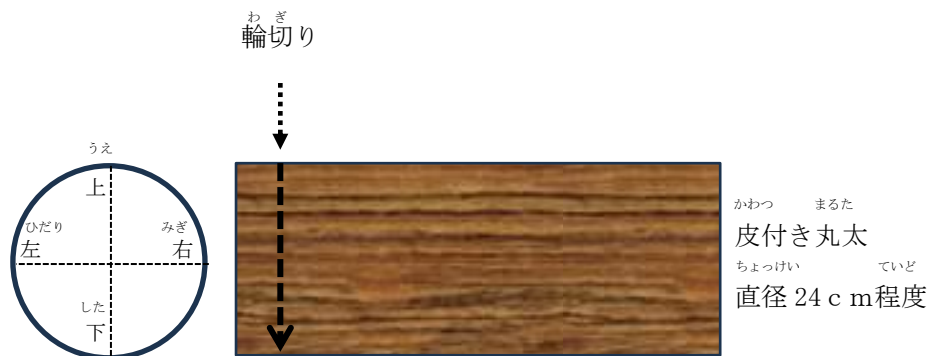
課題3 丸太輪切り作成作業

チェーンソーを使用して、丸太上部から切り下げて、厚さ5cm程度の輪切りを1枚作成する。
その際に、切り直しは行わないこと。

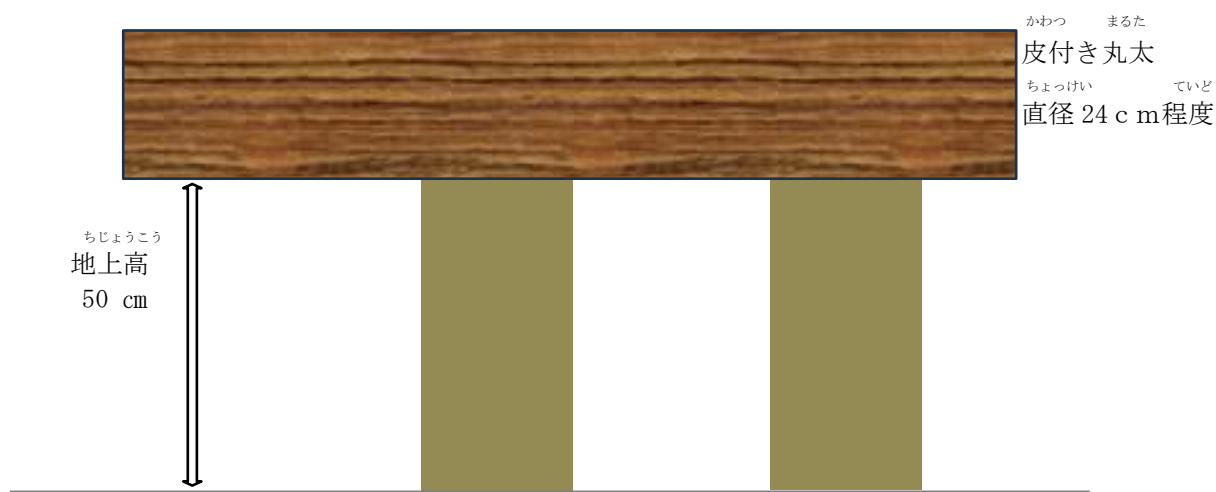
4. 支給材料及び設置方法

(1) 支給資材

直径 24 c m 程度の皮付き針葉樹丸太 (皮なし、円柱加工された針葉樹丸太でもよい。)



(2) 設置方法



5. 保護具等・作業用具一覧

(1) 受検者が持参するもの

ア 保護具等

品名	仕様・規格等
保護帽（ヘルメット）	飛来・落下（昭和50年労働省告示第66号）適合品で、変色等経年変化していないもの※ 亀裂等の損傷がなく、顎紐が付いているもの
保護網（バイザー）もしくは保護めがね	保護網（バイザー）：網が破れていないもの（1 cm以上の破れは不可） 保護めがね：亀裂等の損傷がないもの（1 cm以上の亀裂は不可）
イヤマフもしくは耳栓	亀裂等の損傷がないもの（1 cm以上の亀裂は不可）
上着衣服	袖締りが良い長袖の上着
手袋	防振及び防寒に役立つ厚手の手袋を使用すること。なお、一般的に林業用とされているものであれば可とするが、破れ等で皮膚が露出しているもの及び軍手の使用は認めない（ただし、チェーンソーの組立作業に限り軍手の使用を認める）。
防護衣	JIST8125-2 2022class1以上 又は ISO、EN、ASTM、AS/NZS規格class1以上の表示がある防護ズボン又はチャップス 生地の外見に切れ、裂け、穴の損傷がないもの 生地損傷を補修した跡がないもの ※ただし、防護材料を覆う部分以外（ポケットや臀部等）の損傷又は補修は除く。
はきもの履物	JIST8125-3、ISO、EN、ASTM規格及びAS/NZS規格Level1以上の表示がある安全靴 又は JIST8101 の表示のある金属製先しん付きの安全靴とJIST8105class1以上の表示のある脚絆の併用 ※地下足袋型の履物では受検できない 生地の外見に切れ、裂け、穴の損傷がないもの 生地損傷を補修した跡がないもの ※ただし、金属製先しん付き安全靴の先しん部分の傷は除く

※ 保護帽（ヘルメット）は、昭和55年労働省告示66号に適合し、型式認定を受けたものを使用すること。また、使用を開始してからFRP（熱硬化性樹脂）は5年、ABS、PC、PE（熱可塑性樹脂）は3年が交換の目安とされているため、変色等経年劣化していない保護帽を着用すること。

イ 作業用具

品名	仕様・規格等
ロングハンドルチェーンソー※ (エンジン式) ※電動及びトップハンドルチェーンソーは不可	・フロントハンドガード(ブレーキバー)に亀裂等の損傷がないこと(少しでも亀裂があれば不可) ・チェーンブレーキが正しく作動すること(チェーンブレーキをかけた状態でソーチェーンが回らないか) ・スロットルロックアウトに亀裂等の損傷がないこと(1cm以上の亀裂は不可) ・スロットルロックアウトが正しく作動すること(スロットルロックアウトを握りこんでいない状態でスロットルが動かないか) ・チェーンキャッチャーに欠けや元の形が変わるような歪みや損傷のないこと(チェーンソーをひっくり返し、ソーチェーン先端からガイドバーを覗き込み、ソーチェーンがチェーンキャッチャーの内側にあること、又は、チェーンソーをひっくり返し、真上から見て、ソーチェーンが全てチェーンキャッチャーに隠れること) ・リアハンドガードに亀裂等の損傷がないこと(部位は問わず1cm以上の亀裂は不可。亀裂が1cm未満であっても混合油の漏れがある場合は不可。) ・クラッチカバーに亀裂等の損傷がないこと(亀裂は、部位、長さを問わず不可。欠けがある場合、チェーンソーを横から見て、ソーチェーン、ガイドバー、スプロケット又はクラッチ本体が少しでも見える欠けは不可) ・安全に支障をきたす異常がないこと(前ハンドルが完全に左右に分離しているもの等は不可)
ガイドバー	・安全に支障をきたす異常がないこと(亀裂は長さを問わず不可。5mm以上の曲りがあるもの、ドライブリンクが見えるガイドバーの消耗、欠けは不可)
ソーチェーン	・上刃の長い方が3mm以下の長さになっている刃がひとつもないこと
ガイドバーカバー	・ソーチェーンが露出するような損傷がないこと(テープ等で補修していれば可。また、スパイク部分の隙間は露出としない)
工具類	・コンビネーションレンチ又はプラグレンチ等

※40cc以上のチェーンソーはチェーンソーの規格(昭和52年9月29日 労働省 告示第85号)に適合したものを使用すること。

※チェーンソーの燃料等は、十分補給しておくこと。

(2) 試験場に準備されているもの

品名	寸法又は規格	数量	備考
チェーンソー組立作業台	長さ 180 cm×幅75 cm×高さ 80 cm	試験エリア内 1 台	
丸太輪切り用土台	高さ 50 cm	試験エリア内 1 台	

6 失格要件

(1) 保護具等に係る失格要件
なし

(2) 作業用具（チェーンソー）に係る失格要件
なし

(3) 作業中、作業後の失格要件

課題 1	打切り時間（5 分）を経過しても作業が終了しない場合
	チェーンソーの組み立て作業終了後、調整が必要なケースで、3 分を経過しても作業が終了していない場合
課題 2	怪我があった場合（治療の要不要は問わない）
	チェーンソーを落とし掛けで始動した場合（リアハンドルを股に挟んでいても、固定されていなければ股掛けではなく落とし掛けとして失格とする）
	作業中に資機材や作業用具の破損（ソーチェーンの脱落を含む）や保護具等の損傷があった場合
	※ 保護具等のうち、防護衣・履物の損傷とは、内部の保護繊維の状態に関わらず、表面生地には大きさは問わず新たな穴が開くような傷ができている状態を示す
課題 3	打切り時間（7 分）を経過しても作業が終了しない場合
	怪我があった場合（治療の要不要は問わない）
	チェーンソーを落とし掛けで始動した場合（リアハンドルを股に挟んでいても、固定されていなければ股掛けではなく落とし掛けとして失格とする）
	作業中に資機材や作業用具の破損（ソーチェーンの脱落を含む）や保護具等の損傷があった場合
	※ 保護具等のうち、防護衣・履物の損傷とは、内部の保護繊維の状態に関わらず、表面生地には大きさは問わず新たな穴が開くような傷ができている状態を示す
	輪切りが完成しなかった場合（ガイドバーを捻ることで切り残し部分を折り、輪切りを完成させた場合も該当する）
課題 1 から課題 3 共通	打切り時間（5 分）を経過しても作業が終了しない場合

課題 1 から課題 3 共通：その他、エンジンのかかっている状態でソーチェーンに触れたりカバーを脱着するなど、検定委員が危険と判断した場合、試験を中止し、失格とする。